

近世洞門の伝法作法の一考察

— 附録『附法道場儀規並所辨用具』

翻刻資料 —

菅原 研州

キーワード：近世仏教 曹洞宗 伝法作法

一、はじめに

本論は、近世洞門内において相伝されていた室内での伝法作法書『附法道場儀規並所辨用具』（以下、本書全体は「当作法書」と略記）について研究するものである。本書は、近世の洞門で元禄年間に議論された「宗統復古運動」の影響を受けて定められたものだと思われる、近代以降に明らかに主流となった『仏祖正伝菩薩戒作法』・『伝法室内式』⁽¹⁾を中心とした相伝作法⁽²⁾と異なる点も見られるため、その詳細を検討・報告するものである。

二、『附法道場儀規並所辨用具』解題

今回、検討する『附法道場儀規並所辨用具』について、解題は以下の通りである。

一、部数 一部

一、料紙 雲母引紙

一、大きさ 縦22cm×横9・1cm

一、装丁 折本

一、題目 外題 附法道場儀規並所辨用具

内容 附法道場儀規並所辨用具

教授文 正授戒文

三國傳燈歴代佛祖

傳法室内式

一、折数 本文三三折

一、行字数 毎葉五行毎行一三字

『傳法室内式』は各行一八〜二四字程度

一、書写年 享保十六年辛亥正月吉祥日（附法道場儀規並所辨用具奥書）

具奥書）

一、筆記者 大圓辨珠謹拜書（附法道場儀規並所辨用具奥書）

見住幸秀傳東謹拜書寫（華押）（本書奥書）

一、所蔵者 旧蔵・三河幸秀寺傳東

現在・菅原研州

本書は近世曹洞宗の三河地方の寒巖派で行われた伝法の作法書であり、伝承としては三河幸秀寺（現在の愛知県北設楽郡設楽町に所在）の住持であった傳東が書写し保持していた写本である。

上掲の通り、本書に含まれる『教授文』のみ、三河妙巖寺（現在の愛知県豊川市豊川町に所在、いわゆる豊川稲荷）二〇世・大圓辨珠（傳東の本師・全潮の本師であり、傳東からは師翁に当たる）の書写を示す奥書が見られる。しかし、全体の筆致が首尾一貫しているため、幸秀寺傳東による書写の作法書の中に、大圓書写に由来する『教授文』が入っていると理解すべきであろう。

また、本書の料紙は「雲母引紙」だが、墨の乗りが悪く、文字が掠れてしまっている箇所も多く、かつての所蔵者によって、何度か文字が上書きされた部分もある。折本を開閉する度に字が消えるほどであったため、スキャナーを用いて内容の全てを画像化し、当研究を進めた。また、原典に従った翻刻資料を本論末尾に附録したため、参照されたい。

以下には、収録される各文を紹介する。

① 『附法道場儀規並所辨用具』

永平道元（一一〇〇～一一五三）将来の『仏祖正伝菩薩戒作法』⁽³⁾に相当する作法だが、『附法道場儀規』と名称が改められている通り、伝法儀規に相当する作法が挿入されている。本来の『仏祖正伝菩薩戒作法』は、仏祖正伝菩薩戒（三帰・三聚浄戒・十重禁戒）と『血脈』の伝授が行われるが、『附法道場儀規』では禅門十六條戒（三帰・三聚浄戒・十重禁戒）と『血脈』の伝授

までは同じだが、更に『大事』『法衣（伝衣）』『嗣書』が伝授物に加えられている。

② 『教授文』

『仏祖正伝菩薩戒教授戒文』⁽⁴⁾と同系統の写本である。なお、名称として、『教授文』⁽⁵⁾は瑩山紹瑾（一二六四～一三二五）に掛かる写本が知られ、その場合は瑩山によって和文化化されているけれども、本書は漢文のままであるため、その関係性を考察する必要がある。

③ 『正授戒文』

『仏祖正伝菩薩戒作法』において戒師から受者に対する戒法授受の儀規のみを抜き書きしたものである。そのため、『附法道場儀規』に戒法授受の詳細は示されない。

④ 『三國傳燈歴代佛祖』

過去七仏・西天二八祖・東土二三祖と続き、日本では永平道元―寒巖義尹と附属され、特に東海地域の寒巖派の拠点たる遠江普濟寺及び三河妙巖寺の歴任を列挙し、歴代の仏祖を示したものである。

⑤ 『傳法室内式』

現行、伝法式で用いられる作法と、表記の一部でわずかな相違があるものの、大概としては同一のものである。

三、① 『附法道場儀規並所辨用具』について

まず、当儀規について、全体は永平道元将来『仏祖正伝菩薩戒

作法』を下地に構築されたことは明らかだが、以下の点で独自性が見られる。

①当儀規には「並所辨用具」の語が付随するが、伝戒のみならず伝法作法も兼ねるため、特に師資間に伝授される法物が増加し、所辨する用具の増加に繋がっている。

②随喜するのは戒師（本師）・受者（弟子）・侍者の三名のみで、教授師はいない。

③教授道場は設置されない。『教授戒文』読誦は伝戒作法中に組み入れられ、戒師が行う。

④「正授戒文」は含まれない。前項の通り、別項として組み入れられている。

⑤戒の名称は、「禪門十六條戒」とし、本来の「仏祖正伝菩薩戒」を用いない。

⑥『血脈』の位置付けを「禪門戒戒牒」としている。

⑦「禪門戒」と「血脈」を授け『梵網經』巻下「衆生受仏戒」偈を唱えた後で、『大事』「伝衣」「嗣書」を授ける。伝授の際に喝する文は本書末尾に収録されている。

⑧末尾に戒師・侍者への謝拜に加えて、謝金についての言及が見られる。

大枠としては、以上の通りである。

さて、まず本書の特徴として、道場の位置付けを挙げることが出来る。本書では、道場正中の戒師の坐処を「戒壇」と明記している。この道場の正中を「戒壇」とする理由だが、当作法でも伝

戒が行われ、それが式の過半を占める重大事のため、中央の蓮華台のみ「戒壇」として扱ったと推定出来る。また、道場内部を他の人に見られなくするために、必ず覆いを付けることを求めている。覆いについて、古来は袈裟であったが、当代は紅幔を用いべきであり、用意がなければ打敷などを使うべきだという。

随喜するのが、受者以外として、戒師・侍者のみの場合があることは、既に拙論で論じた通り、中世以降の伝戒作法で議論された可能性がある。その上で、本書は教授師を容れない作法を選んでいたといえる。関連して、教授師がいないため、別立ての教授道場の設置もされず、伝戒に入る直前、弟子が本師を礼拝し、それを前に本師が伝灯歴代仏祖を詠唱し終わると、直ちに『教授戒文』読誦に入るのである。

「正授戒」について、「師取戒本正授戒所謂三歸三聚十重禁戒也名禪門十六條戒也」とあり、戒師は「戒本」を取り、その内容に基づき、行うようになっていく。一般的な『仏祖正伝菩薩戒作法』の写本等では、この部分は作法全体に混入されているが、当作法では戒文の部分のみ、後述されているように、別個にしていたことになる。

『血脈』を「禪門戒戒牒」だと位置付けているが、理由や経緯は不明。本書の特徴ではある。

各種伝授物を授ける順番について、まず『仏祖正伝菩薩戒作法』では「仏祖正伝菩薩戒」を授けた後、『梵網經』の「衆生受仏戒」偈を唱え、そして最後に『血脈』を授ける。しかし、当作

法では他の伝授物もあるためか、まず「禪門戒」を受けた後で、授文を喝して『血脈』を受けた後で「衆生受仏戒」偈を唱える。

その後、各伝授物の授文を喝しながら、『大事』『伝衣』『嗣書』を授ける。各授文の特徴としては、まず『血脈』については、「佛戒者宗門之一大事因縁也」や「靈山少林曹溪洞山天童」による嫡嫡相承という『授覚心戒脈』の下段文とほぼ共通する内容が見られるが、本書の場合「天童」以下、「永平寒巖華藏東海和尚」が加えられている。『授覚心戒脈』の下段文は「靈山」から「天童」までであり、これは師資の伝法が行われた現場の「場所」を示すが、「永平」以下は寺院名や道号（或いはそれに準じた呼称）をもって示し、寒巖派に於ける相承を示す。

『大事』は授文からも、特記すべき情報が得られない。

『伝衣』は、九条衣（袈裟）を授けており、また、「衣以表信今傳于汝」としており、伝灯の表信としての機能としている。

『嗣書』は授文で、「今契證心故傳法印」としている通り、受者が「證心に契」ったことをもって、「法印を傳」える証として授けていることが分かる。

受者からの謝金についてだが、当時は授戒会などでも受者からの謝金が発生しているため、それが伝戒などでも行われたと推測しておくが、詳細は今後の研究を俟ちたい。

それから、当作法の末尾には、伝授された日付を挙げているが、それは後に詳述する。

四、②『教授文』について

本書について、初期曹洞宗教団以来受け継がれている『仏祖正伝菩薩戒教授戒文』の一写本の系統であることは疑いないが、内容から以下のような問題点を導くことが出来る。

- ①「嗣法超越於三際」の通り、「嗣法」と表記されている一方で、右に「重受ニハ受戒ト云ベシ」とあって、「受戒」という言い方も指摘されている。
- ②「十重禁戒」の「第二不偷盜」と「第三不貪姪」について、解説している文言が、他の一般的な写本と入れ替わっている。
- ③同じく「第五不飲酒」となっており、一般的な「第五不酤酒」と相違する一方で、出家と在家とで用い方を違えている。

まず、冒頭の「嗣法超越於三際」について、両祖に遡る古写本の場合には本書同様に「嗣法」である。一方で、近世の主たる禪戒研究文献は、「受戒超越於三際」となっており、曹洞宗務院『洞上室内儀軌』でも「受戒」が踏襲されている。だが、本書は「嗣法」とし、更に「重受ニハ受戒ト云ベシ」と傍注してあり、使い分けを示している。

ここから、当時の段階でおそらく、二系統の言い方があることが認識され、更に、寺院相続に因む重受の作法に対応させつつ、両者を会通させたといえよう。よって、当作法書は制度として定められた「重受」に対応する改編が行われた可能性が見られるが、詳細は後述したい。

また、十重禁戒の解説文が「第二不偷盜」「第三不貪婬」で入れ替わっている。関連する見解として、指月慧印『禪戒篇』では、本書と同じ並びとなっている。⁽⁸⁾更に、その法嗣である瞎道本光が『宗伝戒文試参請』で「三輪清浄等へ一本、之れ第三に属し、心鏡^{原文マ}等を以て、以下に所属す⁽⁹⁾」とし、やはり解説文が入れ替わっている写本の存在を指摘している。ただし、他の一般的な『教授戒文』の写本や、経豪『梵網経略抄』からすれば、本書及び本書が参照したであろう系統の写本に誤写が混在した可能性を疑うべきであろう。

「不飲酒」と「不酤酒」の問題だが、当作法書で出家者へは「不飲酒」を求めており、「不酤酒」は「在家ニハ不酤酒伝ベシ」という傍注の通り、在家者向けと使い分けをしている。一方で、出家・在家という区分で注意される第三の「不貪婬」「不邪淫」については、「不貪婬」とのみ指示しており、各条文への態度の違いが注目されるが、更なる写本の検討などを踏まえてでなければ、結論には至らないと思われる。

以上のことから、瞎道所持の『教授文』と名称や内容の部分的な一致を指摘可能だが、現段階でこれ以上の見解を出すことは難しい。

五、③「正授戒文」について

戒文の名称が「仏祖正伝菩薩戒」ではなく「禪門十六條戒」となっている他、授けている内容に大きな相違点は無いが、『梵網

経』に由来するべき「第五不酤酒戒」が、「第五不飲酒戒」となっている。ただし、前掲の③『教授文』と整合性は取れており、前者を在家者向け、後者を出家者向けとしているのが特殊ではあるが、他に大きな特徴は無い。

また、当写本では、作法書全体に組み込まれてしまったが、本来、この部分のみは別個の一冊として書写されていたものだろう。その方が、戒会の戒師などで用いやすい一面が存する。

そして、「正授戒文」の奥書には「時享保十六年辛亥正月吉祥日於圓福室中 傳寫直心達和尚直筆之戒本畢 大圓辨珠謹拜書」とある。「圓福」とは、妙嚴寺の山号であることから、妙嚴寺二〇世・大圓辨珠が、同寺七世・直心禅達の直筆戒本から書写したものであることが知られる。そして、その部分を更に再写し、当写本に組み込んだと推定できよう。

六、④「三國傳燈歷代佛祖」について

近世洞門の「室内三物」における伝灯歴代仏祖の呼称は、特に大本山永平寺所蔵の永平道元将来と伝わる『嗣書』の記述法の影響の有無を、一つの区分として考えるべきである。道元『嗣書』は、享保年間後に学僧達はその書式などを伝え、関連した室内参究の文献が編輯・参照されるなどして、宗派内に拡散した。しかし、当作法書の場合は、その影響は無いと判断できる。

つまり、第十二祖が「南無馬鳴大和尚」であり、道元『嗣書』影響下の「阿那菩提」ではなく、第二十四祖も「南無獅子大和

尚」であり、同じく「獅子菩提」ではない。

このことから、以前より道元『嗣書』の祖師名と同様の記載が知られていた華藏義曇『嗣書』の位置付け⁽¹⁰⁾について、再考が必要になったといえる。つまり、当作法書は華藏自身が法系に入った、後代の寒巖派の室内作法書であるにも関わらず、華藏『嗣書』の影響が無く、むしろ古式（例えば、道元『正法眼蔵』「仏祖」巻などに近い）の表記となっている。

もちろん、東海地方の寒巖派の室内において、普濟寺系と妙巖寺系（妙巖寺は、華藏の法嗣・東海義易を開山とする）とで分かっていた可能性も残るけれども、現段階では結論を出すことは困難である。

七、⑤『傳法室内式』について

本書は、特に「三物」の内、『嗣書』『大事』、その他の室内伝授物を相承するための作法として位置付けられている。特に、近代以降は『洞上室内儀軌』への編入などもあって、デファクトスタンダードになっている。

そこで、当作法書にあっては、①『附法道場儀規並所辨用具』と、機能的に重複する部分があり、実際に使用されたかどうかは不明である。ただし、伝法・伝戒作法の実施は、①の末尾に実施日が書かれていることに鑑み、①で行われたものと思われる。

そして、当作法書の様子からは、本書のみ一行当たりの字数が異なり、また、返り点や送り仮名も赤字で付されるなど、他の箇

所と相違するため、傳東自身が追加した可能性も指摘したい。無論、管見の限り、近世以降の伝法作法書は『仏祖正伝菩薩戒作法』『教授戒文』『伝法室内式』の三本を合わせて書写される場合が多いため、不使用であったにせよ、『伝法室内式』も書写に加えたことは、決して不自然ではないと思われる。

八、三河幸秀寺傳東への伝法作法等の実施時期について

『附法道場儀規並所辨用具』の末尾には、当作法に基づき行われた伝法・伝戒作法の日付が記載されている。

時延享四丁卯年九月十六日傳授畢

或延享五年辰四月十八日於圓福室中

從釋迦牟尼佛到吾七十八世也

重受嗣法同年同日月也

以下には、この日付の意味するところを確認しておきたい。まず、本論を執筆する際に、筆者は漠然と、この記載は三河幸秀寺傳東が嗣法された日付などを書いているのだろう、と思っていたが、令和四年一〇月初旬に閲覧した資料——愛知県西尾市岩瀬文庫所蔵『面授簿』から、この意味するところが理解できたため、合わせて報告したい。

当資料には、同文庫作成の詳細な解題があるため、参照してい⁽¹¹⁾

ただだけばと思うが、当資料は江戸時代に伊豆・駿河・遠江・三河四箇国の曹洞宗寺院の僧録として位置付けられていた可睡齋（静岡県袋井市内に所在）に対し、当支配国内の曹洞宗寺院から嗣法や住職交代が報告された事項を記録したものである。現存するのは全六冊で、途中には欠本もあるが、全体としては元禄一六年（一七〇三）一月から、嘉永六年（一八五三）二月まで記録されている。

記載の方法などは、上掲の傳東に関する記録を通して、確認しておきたい。

- 一 従三州設楽郡西田内村幸秀寺移轉 三州寶飯郡豊川村
- 延享四丁卯九月十五日於先々住哲翁長老前 妙嚴寺 全潮（印）
- 二物重授了ル 卯九月十九日届
- 一 延享四年丁卯九月十六日於先住全潮長老前 三州設楽郡西田内村
- 三物頂戴了延享四同月同日於先住全潮 幸秀寺 傳東（印）
- 長老前二物重授了ル 卯九月十九日届⁽¹⁾

以上には、傳東の本師である妙嚴寺二十一世・宗船全潮が、幸秀寺から妙嚴寺に転住するのと時期を同じくして傳東に「三物」や「伽藍二物」が授けられた様子が分かる。

そこで、先に挙げた当作法書の日付には、「時延享四丁卯年九月十六日傳授畢」とあるが、『面授簿』の記録と対照させれば、

全潮から傳東へ「三物」が伝授され、更に同月同日に幸秀寺の「伽藍二物」も伝授されたと解釈すべきであろう。これは、傳東の本師である全潮が妙嚴寺へ晋住したため、空座となった幸秀寺を傳東に受け継がせるためであったことは、上記報告から明らかである。

ところで、この報告内容は幸秀寺承継のための日付であったのだろう。何故ならば、本書の奥書にある「或延享五年辰四月十八日於圓福室中 從釋迦牟尼佛到吾七十八世也」からは、寺院承継の翌年四月に（圓福山）妙嚴寺山内で、全潮と傳東との間で改めて作法が実施された可能性が見られるためである。その傍証として、釈迦牟尼仏から七十八世とは釈迦牟尼仏から数えた歴代仏祖の数で傳東自身が七八番目であることを意味し、この時に伝法・伝戒作法が実施された可能性が排除できないのである。そのため、奥書の末尾に「重受嗣法同年同日月也」ともあるが、「同年同日月」は延享四年の寺院承継の報告、或いは翌五年の作法の実施、どちらの日付に係るのか、この一節からは判断出来なかつた。

なお、『面授簿』の各記録の内容は、ほとんど同じであるため、「三物」の伝授と、寺院承継に因んだ「伽藍二物」の伝授の場所（寺院）・本師の名・弟子の名・伝授の内容を書き記して可睡齋に送ることが求められていたのだろう。『面授簿』からは、書付の書式も定まっていた様子が分かる。そして、今回、当作法書によって、報告の日付の正しさとともに、現場では作法のみ後

に行われる事例があった可能性も推測出来たのである。

更に、嗣法や寺院承継を可睡齋に報告していた当該地域寺院の動静は、作法書や「三物」などの日付と岩瀬文庫『面授簿』を対照させることで、明確化する可能性があることも分かった。これは、今後の課題であるといえよう。

九、近世洞門における伝法作法改編の意義について

上来、当作法書の特徴について論じたが、特徴の一つとして「重受」への対応が挙げられる。まとめると以下の通りである。

- ①『附法道場儀規並所辨用具』自体は、『仏祖正伝菩薩戒作法』を基盤にしながら改編され、伝法・伝戒両方に相当させ、また重受の作法としても用いられた。
- ②当作法書に収録された『教授文』は重受も意識した傍注が付されている。
- ③伝法・伝戒作法が実施された日付からも、重受についての記載を意識している。

上記で確認された通り、「重受」とは、江戸時代に行われた嗣法の方式の一つである。曹洞宗では元禄期に寺院承継と嗣法に関する混乱を収めるため、卍山道白・梅峰竺信などによって「宗統復古運動」が行われた。この運動は、同時代の宗派内で、寺院承継に関して起きた問題である。要するに、或る師僧から後継者として認められ、嗣法（伝法）をしてもらった後に、或る寺院に入

るに際し、その寺院を開いた僧侶以来、当該寺院の歴代住職が受け継いだ法（これを「伽藍法」などと呼び、人と人とで受け継いできた「人法」と対比させる）を受けするため、一度自分が受けた法（人法）を捨てる行為が行われたとされる。

よって、運動の推進者である卍山などは、改めて「人法」中心の大法相続を主張して「伽藍法」を否定するために、寺社奉行所へ訴え出た、という話が伝わっている⁽¹³⁾。

そして、各審議の結果、以下のような結論に至ったとされている。

定

- 一 嗣法了畢之僧侶、經二十五年之臘、而有轉衣之望者、彌守御條目之旨、以嗣法師之推舉狀、可致登山、若嗣法師有故障者、或本寺、或僧録、遂吟味、可令添狀事、
- 一 師資面授、一師印證者、爲道元禪師之家訓、自今以後、何之寺院、雖令移住、最初傳授之三物、
- 一 生全可帶之、師資相承之外、以他人附法停止之事、
- 一 傳法之僧、入院之節者、其寺院之嗣書除之、血脈大事、可重授之、移轉之砌者、可附屬于後佳、當住令遷化者、其寺之隱居、又者於本寺同門、可授受事、

右條條、永平寺・總持寺就願被仰出之、向後一宗之僧侶、堅可相守此旨、若違犯之輩、於有之者、可爲曲事者也、

元禄十六年八月七日

本彈正 在判

上記の通りだが、今回の議論に関係があるのは、第二、四、五条である。第二条のように、一度師資が面授して、印可証明・嗣法をされれば、その後、どのような寺院に移転しても、最初に伝授された「三物」を持って移動すべきだという。また、第三条のように、師資相承以外の他人からの附法は停止されている。そして、第四条のように、一度伝法されている僧侶は、寺院に入る時、『嗣書』を除いた『血脈』『大事』を重ねて授けられることとなった。これが、本論で論じている「重受」のことである。また、重受を受けるべき相手は、先代の住職が一般的ではあるが、既に遷化している場合には、隠居（先々住など）や、本寺を同じくする同門の者から、受けるべきだという。本論で扱った事例では、傳

越前

阿飛彈	在判
永伊賀	在判
丹後	在判
但馬	在判
佐渡	在判
相模	在判
豊後	在判

永平寺

能登

總持寺⁽¹⁴⁾

東は幸秀寺に入るに及んで、本師の全潮から嗣法されて「三物」を受け、合わせて幸秀寺に入るための「伽藍二物」も受け継いだのである。

また、右の「定」は、関三利及び可睡齋にも伝達されたことも、『宗統復古志』では伝えているため、全国的な制度として導入されている。岩瀬文庫所蔵『面授簿』が、元禄一六年一月から始まっているのは、上記「定」の運用開始時期と見ても問題はないと思われる。

そして、当作法書だが、上記のような制度の変化に基づいて編集されたものといえよう。書写年次についても、当作法書全体は延享四年（一七四七）以降であり、また、一部は延享一六年（一七三二）書写本の再写であると思われるが、ともに元禄期の「宗統復古運動」以降となり、よって、「重受」が導入されることに不自然さはない。

なお、他の法系でも、『伝法室内式』を原型とした『伽藍重授之式』が制定され、寺院承継に因み「伽藍二物（血脈・大事）」のみを、前住職と新命とで受け嗣ぐ作法が構築されたが、これなども現場における「重受」への対応の一つである。

一方、「重受」の制度は、明治八年（一八七五）に、曹洞宗務局が伽藍二脈（大事・血脈）を廃止したため、上記作法書の利用も終了、または改編されたものと推定される⁽¹⁶⁾。

本論で検討した内容は、類似資料の発見・調査によって更に進めることが可能であるため、その機会を得ることを願っている。

註

- (1) 近代大正期以降に曹洞宗で定型となった『洞上室内儀軌』を参照した。
- (2) 菅原二〇二a
- (3) 『全集六』所収本を参照
- (4) 『全集六』所収本を参照
- (5) 『全集六』所収本を参照
- (6) 菅原二〇二b
- (7) 『全集六』二三〇頁参照
- (8) 指月慧印『禅戒篇』、『曹全』『禅戒』二四二頁上段及び二四三頁上段を参照
- (9) 『曹全』『禅戒』四二〇頁下段。なお、先行研究として渡部賢宗氏が『道元禅師の禅戒観(一)』(『永平正法眼蔵蒐書大成月報』昭和五年八月、所収)にて、この一事に言及している。
- (10) 『曹全』『室中』口絵参照
- (11) 西尾市岩瀬文庫古典籍書誌データベース [https://iwasebunko.jp/stock/database.html] を参照した。
- (12) 『面授簿』第一冊一三七丁
- (13) 『宗統復古志』、『伽藍相統弁』など参照
- (14) 『宗統復古志』巻下、『統曹全』『室中』五九四頁上く下段
- (15) 筆者所持の『(仮称)明峰派系統室内作法書』に編入される形で、『伽藍重授之式』が見られる。
- (16) 『明治八年曹洞宗務局布達全書』第一号 伽藍法廃止ノ事、二七

丁表

参考資料

◎一次資料

- ・三河幸秀寺傳東書写『附法道場儀規並所辦用具』筆者所持
- ・愛知県西尾市岩瀬文庫所蔵『面授簿』(全六冊)
- ・『(仮称)明峰派系統室内作法書』筆者所持、当作法書は『仏祖正伝菩薩戒作法』『伝法室内式』『各種切紙』の三冊からなり、その内、『仏祖正伝菩薩戒作法』は天和三年(一六八三)に、月舟宗胡(一六一八〜一六九六)から徳翁良高(一六四九〜一七〇九)が伝えたものである。ただし、当作法書を更に再書写した一本だと推定される。
- ・曹洞宗務局編『(自明治五年・至明治十一年)曹洞宗両本山普達全書』曹洞宗務局、複数年の普達が合冊されており、引用時には必要当該年度のみを記載し、丁数などを示した。
- ・曹洞宗務院蔵版『洞上室内儀軌』(全三冊)発行年次不明ではあるが、『曹洞宗僧侶傳法令』成立後の大正一四年(一九二五)以降と推定される。
- ・『曹洞宗全書』『統曹洞宗全書』(曹洞宗全書刊行会)を参照。引用時には『曹全』『統曹全』[〇〇]〇〇頁〇段とし、巻号と頁数のみで略記している。一々断らないが、一部引用文は筆者が訓読した。
- ・永平道元の著作は春秋社『道元禅師全集』(全七巻)を参照。引用時には『全集〇〇〇頁とし、巻号と頁数のみで略記している。

◎二次資料

- ・菅原研州『近代洞門における室内三物研究について』附録『丘宗潭老師『室内三物秘辨』提唱録』翻刻資料一、『教養部紀要』第六八巻一〜三号・二〇二二年三月、菅原二〇二a
- ・菅原研州『洞門における『教授戒文』の作法的意義について』附録『丘

b 宗潭老師『教授戒文』提唱録』翻刻資料―、同右所収、菅原二〇二二

附録『附法道場儀規並所辨用具』翻刻資料

謝辞

本研究に際し、所蔵資料の閲覧・翻刻等を許可していただいた、愛知県西尾市岩瀬文庫に感謝申し上げます。

※凡例

- ・当資料は、筆者所持の『附法道場儀規並所辨用具』写本を翻刻したものである。解題は本論を参照されたい。
- ・資料の折数は、【】内の数字と右左で略記した。
- ・翻刻時の行数・字数などは原典に従った。
- ・漢字の字体は概ね原典に従った。
- ・返り点・送り仮名は原典に従った。
- ・割註はへゝを付して表記した。
- ・筆者によって確認された誤字等は翻刻文の下部に「※」を付して指摘した。
- ・現代的観点では、人権問題を含む用語も含まれるため、閲覧等の際にはご注意ください。

【一右】

附法道場儀規並所辨用具

師資内外ノ衣服須レ著ク新淨ノ衣ニ若シカラ

不足者ハ、毎ク洗濯ノ而用ユ焉道場ハ上古ニハ

以テ袈裟ニ圍ム今ハ以テ紅幔ヲ圍ム若シ無キヤハ紅幔

則以テス打敷等一尺ヲ令ニムルノ人ヲノ不レ見之用心、

【一左】

也設ク椅子ヲ於座正中ニ是レ即チ戒壇也

不_レ用_レ掛_ルコ_ト法被_ラ也椅子傍_ニ設_テ高卓_ヲ安_ス
戒本及_ヒ教授戒文傳衣血脈御大

事嗣書續松其ノ寺ノ開山ノ法衣_ヲ又椅
子前ノ高卓上_ニ安_ス香炉燭臺花瓶酒

【2右】

水香合戒尺_ニ洒水器ノ中_ニ用_ニ根曳_ノ松_ヲ

也花_モ亦同_ク根曳ノ松ナリ也蠟燭_ニ挺外

用意_セヨ_ト焉爲_ハ立_テ替_フ也設_テ曲录_ヲ於_テ椅子ノ

左邊_ニ勿_レ掛_ル「法被_ヲ也預_シメ拜席_一収卓

下_ニ可_ク疊_置也時到_テ師資及_テ侍者沐

【2左】

浴行水具_シ威儀_ヲ師居_ニ丈室_ニ資居_ス加

行堂_ニ衆_ニ袖_ニ香合_ヲ侍者備_ニ香火_ヲ點_レ燭_ヲ

布_テ拜席_ヲ入_ニ丈室_ニ請_レ師_ヲ師入_ニ道場_ニ焼香_シ

向_レ壇_ニ展_具二拜_ノ而退_ク丈室_ニ侍者_又

入_ニ加行堂_ニ揖_レ資_ヲ引_テ入_ニ道場_ニ令_レム_ル拜壇_ヲ

【3右】

如_レノ師_ノ而退_ク舊處_ニ此時侍者卷_テ拜席_一

置_ク卓下_ニ次_ニ侍者請_レ師_ヲ師即_テ入_ニ道場_ニ

倚_ル曲录_ニ侍者引_テ資_ヲ令_レ入_ニ道場_ニ資進_ニ

師前_ニ曲躬_{合掌}ノ曰_ク和尚大慈聽_ニ許_シ玉_{ハト}

稟_ニ受_スル_ル佛祖ノ大戒衣法_ヲ師合掌_ノ曰_ニ戒

【3左】

法ノ稟_受不_レ堪_ヘ感激_ニ聽_許スル_{ナリ}也資_ハ不_レ見
師ノ容顏_一只_ク低頭_又手_ノ而聽_ニ聽_許了_テ

展_具三拜_収テ具_ヲ問訊_ノ而立_ニ定_テ曲录_ノ

龙傍_ニ師_ハ下_ニ曲录_ヲ向_レ壇_ニ合掌_{問訊}シ_右

轉_レ身_ヲ引_テ資_ト與_ニ侍者_ト匝_ニ道場_ヲ三匝_ス三

【4右】

匝_ノ中_ニ三人_{同音}ニ唱_テ南無_佛陀_耶南

無_達磨_耶南_無僧_伽耶_南無_祖師

菩薩_毎到_ニ正_面向_レ壇_ニ揖_ス三匝_了テ師

歴_テ卓子_ノ西邊_上レ壇_ニ跌坐_{合掌}ノ唱_{フル}ハ我_レ

今_マ盧舍_那方_ニ坐_ス蓮華_臺ニ周匝_{セル}千華

【4左】

上_ニ又_タ現_スル_ハ千ノ釋迦_ヲ也此時侍者正_面ニ

問訊_シ取_テ洒水_器薰_香捧_レ手_ニ順_遶テ道

場_ヲ洒水_シ又逆_ニ遶_テ道場_ヲ洒水_了テ洒水

器_ハ置_ク舊處_ニ此ノ遶道場_ノ中_ニ資_ハ立_ニ定_曲

录_ノ龙傍_ニ侍者_ハ布_置テ拜席_ヲ從_レ是_出テ道

【5右】

場_ニ休_ス師唱_ルコ_ト我_今ノ偈_ヲ者侍者匝_ル道場

中_ニ不_レ限_ラ數_ヲ也次_ニ資_到正_面ニ焼_香拜

席_上ニ展_レテ具_ヲ九拜_スル_ハ也此ノ拜_須緩_ル師_此

拜_ノ間_ニ唱_ルコ_ト從_ニ七佛_列祖_到ニ_嗣法師_ニ之

尊_號三遍_了テ資_具上_ニ胡跪_ス於_レ此_ニ師

【5左】

誦ス教授戒文ヲ了テ資焼香三拜ノ収テ具ヲ
進テ卓前ニ曲躬低頭ス師取テ洒水器ヲ灌ギ
自ノ心頂ニ次ニ灌ギ資ノ心頂ニ次ニ〇右邊ニ三
遍ノ報答シ四恩ニ灌ギ一尤邊ニ三遍ノ利潤スルノ一
切衆生ヲ也了テ置テ洒水器ヲ於舊處ニ資

【6右】

焼香展具三拜具上ニ長跪ノ欲レ受ント戒ヲ
師取テ戒本ヲ正ク授レテ戒ヲ所レ謂三歸三聚
十重禁戒也是ヲ名テ禪門十六條ノ戒ト

【6左】

脈即是レ禪門戒ノ戒牒也次ニ師下レテ壇ヲ
揖レテ資ヲ令ム登壇ニ資壇上ニ跏趺坐合掌ス師
亦タ合掌ノ唱テ衆生受テレバ佛戒ヲ則チ人テ諸佛ノ
位ニ位同ニシ大覺ニ已ル眞ニ是レ諸佛ノ子ト遠レテ壇ヲ
三匝シ了テ正面ニ揖スレバ則テ資下レテ壇ヲ揖レテ師ヲ師

【7右】

又タ登壇跏趺坐ニ資焼香展具三拜収テ
レ具ヲ曲躬ス師取テ御大事ヲ薫シ香ニ喝テ授文ヲ
而授ク資頂戴ノ置テ卓上ニ焼香展具三
拜而収レ具ヲ曲躬ス師取テ傳ヲ衣薫シ香ニ喝ニ授文ヲ

授ク資頂戴シ便チ搭テ之ヲ焼香ノ展具三拜ノ

【7左】

而収レ具ヲ曲躬ス次ニ師拈テ嗣書ヲ薫シ香ニ唱レテ
授文ヲ三遍シ授ケ摩ニ頂スルヲ資ヲ一遍ノ即取續
松ニ點レ火ヲ開テ嗣書ヲ令ム見セ師資ノ名字ヲ了テ
収ム續松ヲ於炉中ニ資ハ疊テ嗣書ヲ置テ卓上ニ
焼香展具三拜ス此ノ時師取テ開山ノ法

【8右】

衣ヲ拈テ令レムレバ知ラ開山ノ之法衣ヲルヲ資焼香展
具三拜ス資収レレバ具ヲ師下レテ壇ヲ轉身ノ揖レテ壇ヲ
出テ道場ヲ資モ亦同ク揖レテ壇ヲ出テ道場ニ此時
須レ懐三物也相ヒ尋テ隨テ分ニ呈テ報恩金ヲ
伸ルヲ報恩ノ拜ヲ三拜或ハ六拜或ハ九拜ス侍

【8左】

者備ヘテ菓茶ヲ祝禮ス次ニ謝ニ拜ス侍者ヲ是レ亦
調テ謝儀ヲ可レ隨レ分ニ也翌日設テ謝齋ヲ預テ告テ
庫下ニ可キ調度也

○血脈ノ之授文ニ曰ク佛戒ハ者宗門ノ之一

大事因縁也昔靈山少林曹溪洞

【9右】

山天童永平寒巖華藏東海
和尚嫡嫡相承ノ而到レ吾ニ吾レ今マ附シ
レ汝ニ畢ル

○御大事ノ之授文ニ曰ク如レキノ是之法佛祖

嫡嫡傳來シテ而到レル吾ニ吾今附レシ汝ニ畢ル

【9左】

○傳衣ノ之授文ニ曰ク此ノ僧伽黎九條衣

以テ表レシ信ヲ今傳テ于汝ニ

○嗣書ノ之授文ニ曰ク汝へ名ニ今契テ證心ニ故ニ

傳テ法印ヲ正ク聯ニ綿ス釋迦牟尼佛第幾

十幾世ニ唯個ノ大法今生世頂戴

【10右】

受持シテ而勿レ令ル断絶セ

時延享四丁卯年九月十六日傳授畢

或延享五年辰四月十八日於圓福室中

從釋迦牟尼佛到吾七十八世也

重受嗣法同年同日月也

【10左】

教授文

夫レ諸佛ノ大成ハ者諸佛ノ之所レ護持シ玉フ也

有リ佛佛相授一有リ祖々相授(重受ニハ受戒ト云ベシ)嗣法ノ起ニ

越シ於三際ヲ證契ハ連ニ綿タリ於古今ニ我カ大

師釋迦牟尼佛陀附ニ授シ摩迦迦葉ニ

【11右】

迦葉附ニ授阿難陀ニ乃至如レ是ノ嫡嫡

相授ノ已ニ幾十幾世ニノ而到レル我ニ今將附

授ノ方ニ報シ佛祖ノ之深恩ヲ永ク爲ニサント人天ノ眼

目ト蓋シ是レ嗣續ニ續ニスル佛祖ノ之慧命ヲ者レ也仰テ

憑テ佛祖ノ證明ニ應ニ當歸戒懺悔ニ至誠ニ

【11左】

隨テ我カ語ニ傳唱セヨ

我昔所造諸惡業皆由無始貪瞋癡

從身口意之所生一切我今皆懺悔

右三遍

既ニ依テ佛祖ノ證明ニ淨ニ除ノ身口意業ヲ得ル

【12右】

大清淨ニ是レ則チ懺悔ノ力ニ也

次ニ應レ歸ニ依ス佛法僧ニ三審ニ有三種ノ功

德ニ所レ謂一體三審現前三審住持

三審ニ也阿耨多羅三藐三菩提稱ノ

為佛審ト清淨離塵ハ乃チ法審和合ノ功

【12左】

德ハ是レ僧審ニ也是ヲ名ク一體三審ト現前ニ

證ニスルヲ菩提一名ヲ佛寶ト佛ノ所證ハ是法審學ハ

佛法ヲ乃チ僧寶ニ也是ヲ名ク現前三審ト化シ

天上ニ化シ人間ニ或ハ現レシ虚空ニ或ハ現ニスルハ塵中ニ

乃チ佛寶或ハ轉シ海藏ヲ或ハ轉シ菓葉ニ化レ物ヲ

【13右】

化スルヲ生是レ法寶度ニ一切苦ヲ脱シムルハ三界ノ宅ヲ

乃チ僧宝ト也是ヲ名ヲ住持ニ寶ト歸依ニスル佛

法僧ニ時キ稱レス得ニト諸佛ノ大戒ヲ稱レ佛ヲ為レテ師ト

不レ師トセ餘ノ道ト

有ニ三聚戒ト

【13左】

攝律儀戒 諸佛法律ノ所ニ窟宅ニスル也

諸佛法律ノ所ニ根源ニスル也

攝善法戒 三藐三菩提法能行所行ノ道也

攝衆生戒 超ヘ凡ヲ超レ聖ヲ度レシ自ヲ度レル他ヲ也是ヲ

名フニ三聚淨戒ト

【14右】

有ニ十重禁戒ト

第一不殺生 生命不レバ殺佛種增長ス可

レ續ク佛ノ慧命ヲ莫レ殺スニ生命ヲ也

第二不偷盜 三輪清淨ニテ無レ所ニ希望ニスル諸

佛同道者ト也

【14左】

第三不貪婬 心境如如ニテ而解脫門開ク也

第四不妄語 法輪本ヨリ轉ノ無レ餘ルニ無レ欠ルニ甘露

一ニ潤テ得レ實ヲ得ルニ眞ヲ也

第五不飲酒 未タ將來ニ莫レ教ムルニ侵サ正ニ是レ大明ト也

第六不說過 於テ佛法中ニ同道同法同證

【15右】

同行ナリ也莫レ教レテ説カカ過ヲ莫レ令ルニ亂道ト

第七不讚毀自他 乃佛乃祖證ニ盡空ニ證ニス

大地ト或ハ現スレバ大身ノ空ニ無シ中外ト或ハ現スレバ法身ヲ地ニ無シ寸土ト

第八不慳法財 一偈一句萬功萬德ナリ也一法

一證ハ諸佛諸○也從來皆テ不レ慳マ也

【15左】

第九不瞋恚 非レ退ニ非レ進ニ非レ實ニ非レ虛ニ有リ光明

雲海ト有リ莊嚴雲海ト

第十不謗三寶 現身演法ハ世間ノ津梁ナリ也

德歸ニ薩般若海ニ不レ可テ稱量ニス頂戴奉行セヨ也

此ノ十六條ノ佛戒ハ大概如シ是ノ依レ法ニ隨レテ教ニ或ハ禮

【16右】

受シ或ハ拜受スベシ我レ今引請ス

正授戒文 先三歸

南無歸依佛南無歸依法南無歸依僧歸

依佛無上尊歸依法離塵尊歸依僧和合

尊歸依佛竟歸依法竟歸依僧竟ト(三說三答)

【16左】

和尚示ノ曰ク令ルニ受テ三歸戒ヲ如レ斯ノ從レ今已後如來

至尊等正覺是レ汝カ大師ト更ニ不レ歸ニ依セ邪魔

外道等ト此レハ是レ千佛ノ所ニ護持シ玉フ曩祖ノ之所ニ

傳來ト玉フ也我レ今マ授レ汝汝善ク護持セヨ

次三聚淨戒

【17右】

第一攝律儀戒 千佛ノ之所ニ護持シ玉フ曩

祖ノ之所ニ傳來シ玉フ我レ今授レ汝ニ汝從レ今身ニ至ルマデ佛

身ニ此ノ事〇持ツヤ否ヤ〈三問〉能ク持ツ〈三答〉

第二攝善法戒 〈説答如シ先ノ〉

第三攝衆生戒 〈説答如シ先ノ〉

【17左】

十重禁戒 〈説答如シ先ノ〉

第一不殺生 〈説答如シ先ノ〉

第二不偷盜 〈説答如シ先ノ〉

第三不貪姪 〈説答如シ先ノ〉

第四不妄語 〈説答如シ先ノ〉

【18右】

第五不飲酒 〈説答如シ先ノ〉

第六不說過 〈説答如シ先ノ〉

第七不讚毀自他 〈説答如シ先ノ〉

第八不慳法財 〈説答如シ先ノ〉

第九不瞋恚 〈説答如シ先ノ〉

【18左】

第十不謗三宝 〈説答如シ先ノ〉。

上來十六條ノ佛戒所レ謂ハ三歸依三聚淨戒

十重禁戒、此レハ是レ千佛ノ之所ニ護持シ玉フ曩祖ノ

之所ニ傳來シ玉フ我レ今授レ汝ニ汝從レ今身ニ到ルマデ佛身ニ

是ノ事能ク持ツヤ否ヤ〈三問〉能ク持ツ〈三答〉是事如レ是ノ持ツベシ

【19右】

時享保十六年辛亥正月吉祥日於圓福室中

傳寫直心達和尚直筆之戒本畢

大圓辨珠謹拜書

【19左】

南無毘婆尸佛大和尚 南無尸棄佛大和尚

南無毘舍浮佛大和尚 南無拘留孫佛大和尚

南無拘那含牟尼佛大和尚 南無迦葉佛大和尚

南無釋迦牟尼佛大和尚 南無摩訶葉大和尚

南無阿難陀 大和尚 南無商那和修大和尚

【20右】

南無優婆塞多 大和尚 南無提多迦 大和尚

南無彌遮迦 大和尚 南無婆須蜜多 大和尚

南無佛陀難提 大和尚 南無伏駄蜜多 大和尚

南無婆栗濕縛 大和尚 南無當那夜奢 大和尚

南無馬鳴 大和尚 南無迦毘摩羅 大和尚

【20左】

南無那伽闍刺樹那 大和尚 南無迦那提婆 大和尚

南無羅睺羅 大和尚 南無僧伽難提 大和尚

南無伽耶舍多 大和尚 南無鳩摩羅多 大和尚

※迦の脱字

南無闇夜多 大和尚 南無婆須盤頭大和尚
南無摩拏羅 大和尚 南無鶴勒那 大和尚

【21右】

南無獅子 大和尚 南無婆舍斯多大和尚
南無不如蜜多大和尚 南無般若多羅大和尚
南無菩提達磨大和尚 南無二祖慧可大和尚
南無三祖僧璨大和尚 南無四祖道信大和尚
南無五祖弘忍大和尚 南無六祖慧能大和尚

【21左】

南無青原行思大和尚 南無石頭希遷大和尚
南無藥山惟儼大和尚 南無雲巖曇晟大和尚
南無洞山良价大和尚 南無雲居道膺大和尚
南無同安道丕大和尚 南無同安觀志大和尚
南無梁山緣觀大和尚 南無大陽警玄大和尚

【22右】

南無投子義青大和尚 南無芙蓉道楷大和尚
南無丹霞子淳大和尚 南無長蘆清了大和尚
南無天童宗珪大和尚 南無雪竇智鑑大和尚
南無天童如淨大和尚 南無永平道元大和尚
南無普濟義尹大和尚 南無二世士安大和尚

【22左】

南無三世至遼大和尚 南無四世義東大和尚
南無五世義曇大和尚 南無當開山義易大和尚

南無二世性慶大和尚 南無三世義三大和尚
南無四世祖禪大和尚 南無五世受貞大和尚
南無六世舜伊大和尚 南無七世禪達大和尚

【23右】

南無八世舜承大和尚 南無九世伊堯大和尚
南無十世玄達大和尚 南無十一世義春大和尚
南無十二世牛雪大和尚 南無十三世玄洪大和尚
南無十四世是的大和尚 南無十五世牛宅大和尚
南無十六世萬疑大和尚 南無十七世巨岳大和尚

【23左】

南無十八世玄統大和尚 南無十九世萬牛大和尚
南無二十世辨珠大和尚 南無二十一世宗船大和尚
南無三國傳燈歷代祖師大和尚
南無圓同大虛無欠無餘恁麼人 大和尚
南無佛祖加被護念興隆佛法 兒孫繁昌

【24右】

【24左】

傳法室内式

※寺の脱字

傳法之夜到ニ三更初ニ資巡堂焼香將レ入ル室ニ時師出テテ室ヲ相

面テ揖ノ引テ資ヲ入ル室中ニ洒水ノ様子有レ之師在テ東椅ノ前ニ

向テ西ニ立ツ資在テ西ニ向テ師ニ立ツ資先ツ展テ坐具ヲ師モ亦タ展テ坐

具ヲ資ノ坐具ハ下ヲ師ノ坐具ハ上ヘ坐具ト與ニ坐具一上ノ端シ相ヒ重ル

【25右】

資即九拜ノ終ノ一拜師答拜ス是ヲ曰フ奇拜ト又ツ謂フ堅繼ト

次ニ師資ノ拜席雙ニ展テ於北椅ノ前ニ師ハ東資ハ西相ヒ並テ而立向テ

中央ノ之嗣扨ニ同時焼香シ共ニ展テ坐具ヲ師ノ坐具ハ下ヲ資ノ坐具ハ上ヘ横ノ端

相ヒ重ル

師資同ク九拜ノ収メ坐具ヲ同ク問訊ス是ヲ曰フ超宗越格ノ拜ト又ツ謂フ

横繼ト次ニ移リ椅ノ前卓ヲ於東面ニ師就テ椅ニ垂ニ双足ニ資近前ノ展ニ坐具ハ六

【25左】

拜ス師合掌ノ受テ拜ヲ資曲身叉手ノ云ク生死事大無常迅速早ク拜請佛祖ノ

命脈ヲ欲レ得マタ新祖位ニ和尚大慈大悲哀愍聽許シ玉ヘ如レ此ニヒ唱時師

取ニ嗣扨ニ度與ノ云ク佛祖ノ命脈我レ今授汝ニ尽未來際勿レ令佛種ヲ斷

絶ニ資云ク大慈大悲哀愍ノ故ニ如レ此ニヒ唱ヘ次ニ資膝行七步ノ進ム師ノ足

下ニ「嬰兒行有口傳」師取テ資ノ袈裟角ニ返掛テ資ノ九肩ニ上ニ摩頂シ囑フ云ク從

如來

【26右】

嫡々相承シ來テ至ニ我ヘ幾世ノ我今得レ汝如ニ釋迦牟尼佛ノ得ニ摩訶迦葉ニ正

法

眼藏悉ク以テ分附ス汝能護持ノ尽未來際勿レ令斷絶ニ資云ク大慈大悲大

哀愍ノ故ニ如レ此ニヒ唱ヘ資却膝ノ歸ニ本位ニ直ニ袈裟ヲ三拜ス與ニ前拜共ニ九拜

也

次ニ師開ニ嗣扨ニ以ニ松燭相ヒ照シ各々見ル自己名字ノ處ニ而疊ミ扨ヲ了テ入ル資ノ

懷中ニ所謂ニ二頭ノ祥雞點ニ火燭ノ師資相遇テ傳フ心法ニ正在ニ此時ニ而有ニ

口傳

【26左】

次傳ニ付衣鉢等法物ノ預メ備ヘ置テ法衣鉢拂子拄杖竹篋秘扨等ヲ於東

北ノ卓上ニ而師ハ東ニ立ツ資ハ西ニ立ツ資先ツ燒香師次ニ燒香資展ニ坐具ニ八拜ス師

答ニ一拜合九拜也師資同ク収メ坐具師問訊ノ拈ニ衣云ク瞿曇ノ妙相宗門ノ傳

衣嫡々相承到レ我レ我今マ付テ授ス汝ニ汝能ヲ護持ノ尽未來際勿レ令斷

絶乃チ度ニ與ス之ヲ資問訊ノ受レ之如法ニ頂戴シ安ニ西北ノ卓上ニ資又七拜ス師答

【27右】

一拜ス 嫡々相承ノ到レ吾ニ吾今附レ汝汝能

法鉢 瞿曇圓頂宗門法鉢 護持盡未來際勿レ令斷絶ニ資頂戴

拄杖 瞿曇脚頭宗門拄杖 安ニ卓上ニ 鉢六拜 拂四拜 竹篋三拜

拈 拂子云 瞿曇螺髮宗門拂子 杖五拜 拂四拜 扨二拜

竹篋 瞿曇脚頭宗門竹篋 秘扨 瞿曇腕宗門秘扨 有口授 師各答一拜

戒文 宗門ノ法戒並ニ道場秘文一々付テ授汝汝能護持盡未來際勿

【27左】

レ令斷絶乃チ度ニ與ス之ヲ資頂戴ノ安ニ卓上ニ而師資同向レ椅三拜ノ退出也

明早晨ニ資行ニ無住拜ノ一拜數無レ有ニ限量ニ今行ニ二十五拜ノ者隨ニ省畧ニ而已

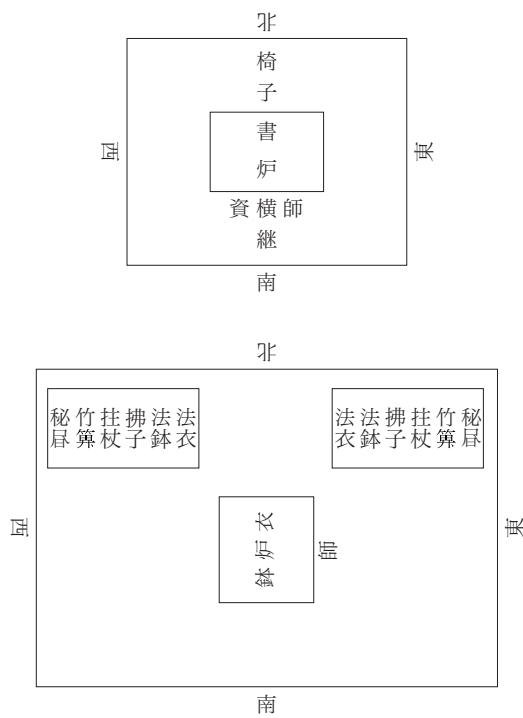
右行レ之時七晝夜也「巡堂焼香隨ニ師ノ指揮ニ行滿ニ五日ニ夜授レ戒滿ニ六日ニ夜

三更ニ傳法ス

道場莊嚴（當室中ノ北頭設椅一座（不掛ニ法被ニ）椅前設レ卓卓上有華燭香
 華（松竹梅）其中央ニ安ス嗣肩ト（續松ニ把ト洒水一器ト）當テ此卓東少許
 南ニ向レ西設レ椅（示レ圖如レ左）

【28右】

【29右】
 【29左】
 【30右】
 【30左】



見住幸秀傳東謹拜書寫（華押）

【28左】

法衣看

※「経」の脱字

於ニ丈室中ニ嚴ニ設ニ香華ニ清ニ浄ニ業ニ具ニ足シ威儀ヲ讀ニ參同契并宝鏡
 三昧ニ各一返誦ニ大悲神咒消災咒ニ三返次唱ニ歷代佛祖尊號ニ
 也（名有口傳）
 右傳法七晝夜ノ中行レ之乃至一生日々行レ之報耐スル上慈ニ也

近世洞門の伝法作法の一考察